

調査事務所

クレアシンガポール事務所

調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

① 在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。

→ シンガポール共和国においては、在留許可のない外国人に対する措置として、強制送還を行うため、公共サービスの提供は行っておりません。よって、調査項目 2、3 につきましては、該当事項がありません。

